

保健福祉子ども委員会記録（No.23）

1 日 時 令和8年3月6日（金）
午前 9時59分 開会
午前11時09分 閉会

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員（10人）

委 員 長	金 子 秀 一	副 委 員 長	森 本 由 美
委 員	中 村 義 雄	委 員	西 田 一
委 員	小 松 みさ子	委 員	松 岡 裕一郎
委 員	中 村じゅん子	委 員	伊 藤 淳 一
委 員	小 宮 良 彦	委 員	柳 井 誠

4 欠席委員（0人）

5 出席説明員

保健福祉局長	武 藤 朋 美	総 務 部 長	正 代 憲 幸
計画調整担当課長	溝 口 誠	地域共生社会推進部長	田 中 直 子
保 護 課 長	勝 野 尚 幸	長寿推進部長	東 郷 幸 代
介護サービス担当課長	日 高 里 恵	障害福祉部長	坂 元 光 男
障害者支援課長	久 保 利 之	指定指導担当課長	印 昭 博
健康医療部長	小 野 祐 一	難病・疾病対策担当課長	安 藤 卓 雄
子ども家庭局長	小 林 亮 介	子ども家庭部長	岩 村 恭 代
こども施設企画課長	鈴 木 修	運営給付担当課長	吉 田 佳 子
子育て支援部長	緒 方 克 也	子育て支援課長	田 爪 康 隆
母子保健担当課長	中 原 尚 子		外 関係職員

6 事務局職員

書 記	岩 瀬 美 咲	書 記	河 野 裕 一
-----	---------	-----	---------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	委員席について	別紙配席表のとおり決定した。
2	審査日程について	6日は議案の審査、9日は議案の採決を行うことを決定した。
3	議案第37号 北九州市難病の患者に対する医療等に関する法律の規定に基づく過料に関する条例の一部改正について	議案の審査を行った。
4	議案第40号 北九州市児童福祉法の規定に基づく過料に関する条例の一部改正について	
5	議案第55号 令和7年度北九州市一般会計補正予算（第7号）のうち所管分	
6	議案第56号 令和7年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	

8 会議の経過

○委員長（金子秀一君） それでは、開会いたします。

まず、委員席についてお諮りします。

2月1日の会派の異動に伴い、委員席は現在着席のとおりとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

次に、審査日程についてお諮りいたします。

本委員会に付託された議案は、お手元配付の一覧表のとおり4件であります。

審査日程については、本日は議案の審査を行い、3月9日は議案の採決を行います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいまから議案の審査を行います。

議案第37号、40号、55号のうち所管分及び56号の以上4件を一括して議題とします。

当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭にお願いします。なお、議案の説明は着席のまま受けます。

それでは、説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは、お手元のタブレットに配付しております、令和8年2月議会保健福祉子ども委員会資料に沿って御説明いたします。

資料の２ページをお開きください。

初めに、条例議案について御説明いたします。

議案第37号、北九州市難病の患者に対する医療等に関する法律の規定に基づく過料に関する条例の一部改正についてです。

難病の患者に対する医療等に関する法律の一部改正に伴い、条例において引用している同法の条項ずれが生じたため、条例の一部を改正するものでございます。施行日は、公布の日となっております。

続きまして、議案第55号、令和７年度北九州市一般会計補正予算のうち保健福祉局所管分について御説明いたします。

３ページを御覧ください。

説明の便宜上、金額は万円単位で御説明いたします。

まず、歳出補正です。

３款２項１目の社会福祉総務費の補正額45万円は、無料低額宿泊所への光熱費等支援事業経費におきまして、利用者への継続的なサービス提供体制を確保するため、光熱費等の高騰による負担を軽減するための支援に要する経費でございます。

次の３款２項２目障害者福祉費の補正額９億477万円は、精神疾患を有する方の精神障害による通院等に係る医療費の増加に伴う自立支援医療給付費１億8,400万円及びサービス利用者の増加等に伴います障害者児短期入所事業経費5,300万円、障害児通所・入所支援経費４億9,000万円並びに障害福祉サービス事業所等におきまして利用者への継続的なサービス提供体制を確保するため光熱費等の高騰による負担を軽減するための障害児施設運営費450万円、障害者施設運営費708万円、福祉サービス事業所等への光熱費等支援事業経費１億6,618万円です。

次の３款２項３目老人福祉費の補正額５億9,193万円も、同じく介護福祉サービス事業所等の光熱費等の高騰による負担を軽減するための福祉サービス事業所等への光熱費等支援事業経費５億9,093万円、指定管理事業所への光熱費等支援事業経費99万円です。

次の３款３項７目病院費の補正額410万円も、同じく市立病院関係経費におきまして市立門司病院の光熱費等の高騰による負担を軽減するための支援に要する経費でございます。

続きまして、４ページを御覧ください。

３款５項１目保健所費の補正額4,700万円は、健康増進関係経費におきまして、医療機関や区役所、市民センター等で実施している健康診査のうち、がん検診等の受診者の増加に伴う経費でございます。

３款６項１目生活保護総務費の補正額４億572万円は、国の最高裁判決に伴います生活保護費の追加給付に要する事務費、生活保護費追加給付事業経費４億円と、救護施設におきまして利用者への継続的なサービス提供体制を確保するため光熱費等の高騰による負担を軽減するための救護施設への光熱費等支援事業経費572万円となっております。

次の３款６項２目扶助費の補正額16億円は、生活保護総務費と同様に、国の最高裁判決に伴います生活保護費の追加給付に要する扶助費でございます。

５ページを御覧ください。

歳入補正につきましては、ただいま御説明しました歳出補正の財源として補正するものでございます。歳入補正の合計額は28億6,047万円となっております。

次に、繰越明許費についてです。

適正な事業期間を確保できないことや、関係者との調整等に日時を要したことなどによりまして、各事業において必要な予算を翌年度に繰り越すこととしております。

続きまして、議案第56号、令和７年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算につきまして御説明いたします。

６ページを御覧ください。

まず、歳出補正についてです。

２款１項１目療養給付費の補正額５億9,700万円及び２款１項３目高額療養費の補正額３億1,300万円は、不足が見込まれます療養給付費及び高額療養費の増額に要する経費を計上しております。

５款１項３目償還金の補正額８億7,200万円は、令和６年度実績の確定に伴い超過交付となった普通交付金等の返還に要する経費を計上しております。

以上、歳出補正合計額は17億8,200万円となっております。

次に、歳入補正についてです。

先ほど御説明いたしました歳出補正の財源として補正するもので、歳入補正合計額は17億8,200万円となっております。

以上、簡単ではございますが、保健福祉局所管の関係議案について説明をさせていただきました。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（金子秀一君） 子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 続きまして、条例議案のうち子ども家庭局所管分について、着席の上、御説明いたします。

タブレット端末２ページをお開きください。

議案第40号、北九州市児童福祉法の規定に基づく過料に関する条例の一部改正について御説明いたします。

こちらは、条例に引用する児童福祉法の規定の条ずれに伴い、規定を整備するものでございます。

タブレット端末３ページをお開きください。

続きまして、議案第55号、令和７年度北九州市一般会計補正予算のうち子ども家庭局所管分について御説明いたします。なお、説明に当たりましては、金額は万円単位とさせていただきます。

ます。

初めに、歳出予算について御説明いたします。

4款2項1目子ども家庭総務費の補正額1億3,282万円のうち地域型保育給付、小規模保育及び事業所内保育の補正額9,424万円は、人事院勧告を踏まえた保育士等の人件費の引上げ等に伴う費用を増額補正するものでございます。

保育所等への光熱費等支援事業経費の補正額1,678万円は、保育所等における光熱費等の高騰による負担を軽減するための支援に要する費用を補正するものでございます。

地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業の補正額2,180万円は、物価高騰の中で地域子ども・子育て支援事業を安定して継続運営できるように、物品購入等に係る支援に要する費用を補正するものでございます。

次に、4款2項2目子ども家庭支援費の補正額33億3,906万円のうち施設型給付、保育所の補正額26億5,800万円は、人事院勧告を踏まえた保育士等の人件費の引上げ等に伴う費用を増額補正するものでございます。

児童養護施設等措置費の補正額6億6,200万円は、人事院勧告を踏まえた児童養護施設等に従事する職員の人件費の引上げ等に伴う費用を増額補正するものでございます。

児童養護施設等への光熱費等支援事業の補正額1,307万円は、児童養護施設等における光熱費等の高騰による負担を軽減するための支援に要する費用を増額補正するものでございます。

潜在保育士の保育所再就職・復帰支援貸付金交付事業の補正額599万円は、保育人材を確保するため、潜在保育士に対する保育所への再就職準備金等の貸付に要する費用を増額補正するものでございます。

次に、4款2項3目母子保健医療費の補正額8,460万円は、妊婦や乳幼児の健康増進を目的とした健康診査の受診件数の増加に伴う費用を増額補正するものでございます。

次に、歳入予算について御説明いたします。

18款1項2目子ども家庭費国庫負担金の補正額18億8,851万円、18款2項3目子ども家庭費国庫補助金の補正額3,588万円、19款1項2目子ども家庭費県負担金の補正額5億9,736万円、19款2項3目子ども家庭費県補助金の補正額1,455万円は、先ほど御説明いたしました歳出予算の財源として補正するものでございます。

次に、繰越明許費です。

4款2項2目子ども家庭支援費の繰越額6,893万円については、放課後児童クラブ整備事業において、関係者との調整等に日時を要したため繰り越すものでございます。

以上、子ども家庭局所管の関係議案についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（金子秀一君） これより質疑に入ります。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁を願います。質疑はありませんか。小松委員。

○委員（小松みさ子君） おはようございます。

初めに、福祉サービス事業所等への電気代、食材費等の支援についてお伺いさせていただきたいと思います。

まず、どういう根拠でこの食材費と電気代にしたのかということと、スケジュール感、いつぐらいからしていただけるのか、また、電気代、食材、それぞれどのぐらいの規模でしていただけるかというのを、介護と障害と、あと子ども保育ですかね、それぞれで教えていただきたいと思います。

あともう一点、生活保護費の追加給付事業経費で、これの対象の方がどのくらいいらっしゃるのかというのと、どのぐらいの規模になるのかを教えていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（金子秀一君） 計画調整担当課長。

○計画調整担当課長 福祉サービス事業所等への光熱費助成の状況について御説明させていただきます。

こちらは、根拠といいますか、国の経済対策の一環で、重点支援地方交付金を使ってさせていただくものになっておりまして、福岡県と共同しながらやっているものでございます。内訳としましては、電気代と食材費という形になっておりまして、電気代は令和7年7月から9月及び令和8年1月から3月まで、こちらの3か月3か月で6か月分ですね。食材費に関しましては、令和7年12月から令和8年5月、こちらの6か月分という形になっております。

算定なんですけど、これは物価高騰の対応でございますので、令和5年と比較しましてどれだけ上がったのかというところを県が積算いたしまして、それを基に6か月分をはじいて、あくまで本来令和5年当時にかかっていた金額とどれだけ上がったのか、その差額の分を考えた上で、その6か月分という形で計算しているものでございまして、金額といたしましては、電気代が高圧の電圧と低圧の電圧とかでいろいろ変わってくるんですが、例えば一例としまして、障害者の入所施設でございましたら、トータルで、定員の1人当たりの単価が、電気代が高圧電力のところで4,000円、食材費が2万900円、こちらで合わせて2万4,900円が1人当たりの単価になっております。入所施設では大体これと同じような金額になってくるんですが、1つだけ、入所施設の中で、例えばショートステイとかグループホームなどに関しましては、今回、国が別途、事業継続の支援ということで食材費の支援をしている関係もありまして、単価が少し下がって、食材費が8,900円になっているところなどがございます。

事業期間でございますが、まずこちらの御審議をいただきまして御賛同いただき、補正予算として成立した後に、昨年度のスケジュールでいきますと3月末ぐらいから募集を開始して5月開始という形になってくるかと思いますが、今のところ未定でございます。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） こども施設企画課長。

○こども施設企画課長 お尋ねがありました保育所等における光熱費等の支援事業経費について御説明いたします。

こちらも今の保健福祉局の御説明と同様に、福岡県が単価等の設定をした上で、私どももこの事業を福岡県の補助金と国の重点交付金を活用させていただいて実施するというものでございます。物価高騰により負担が生じている保育所等に対し、電気代上昇分の一部相当額について支援を行うというものです。

対象施設としましては、民間保育所、それから小規模保育事業所等の地域型保育事業所、それから認定こども園のうち保育所型、地方裁量型、それから認可外保育施設となっております。なお、幼稚園及び幼稚園型認定こども園は、県が直接支援を行うというふうになっております。

補助単価につきましても、やはり同じように県が、令和5年の実績から見てどれぐらい必要かということを経費として算出したしまして、これも高圧、低圧という電圧がありまして、高圧につきましては児童1人当たり1,400円という単価となっております。低圧につきましては、児童1人当たり800円ということになっております。

補助の対象期間といたしましては、夏と冬というところを見ておりまして、令和7年7月から9月までの3か月間及び令和8年1月から令和8年3月までの3か月間の合計6か月間となっております。

予算額といたしましては1,678万円ございまして、この予算額に対して県の補助それから重点支援交付金を活用しまして、基本的にはその2つの補助金及び交付金において支出をさせていただくというものでございます。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 保護課長。

○保護課長 生活保護の追加給付について御質問いただきました。内容としましては、対象の世帯と、どのぐらいの規模かという御質問でございました。

まず、簡単にこの追加給付の経緯から御説明いたしますと、平成25年8月から平成30年9月までの生活扶助の基準改定について、最高裁判所において、厚生労働省の判断の過程、手続に過誤、欠落があったということで、国が専門委員会等の報告を踏まえて一定の差額を追加給付するということを決定した次第でございます。

それに加えて、障害者加算とか期末一時扶助とかそういうものの改定がその当時からされておりませんでしたので、そこも踏まえて、令和8年3月、今月までの期間で、そこも差額を追加給付するということに決めています。規模感というか期間といいますと、対象期間が平成25年8月から令和8年3月という形になっております。

北九州市で追加給付の対象となる世帯につきましては、今生活保護受給中の世帯で約1万8,000世帯、現在生活保護を受けていない世帯、もう生活保護廃止になられた世帯で大体1万4,000世帯を見込んで、合計3万2,000世帯に追加給付をしていくということを今考えております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） こども施設企画課長。

○こども施設企画課長 先ほどの保育所等の光熱費について、スケジュール感を言い忘れておりました、失礼いたしました。補正予算の議決をいただいた後、この3月以降から速やかに施設に対して補助金等の交付申請等を行っていただき、実施したいと考えております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 施設への光熱費ということでありまして、今回、児童養護施設等につきましてもお願いしておりましたので、御説明させていただければと思います。

児童養護施設におきましても、昨今の物価高騰等におきまして、やっぱり光熱水費、食材費等の負担が大きいということでございまして、今回、国の臨時の加算制度によりまして、児童養護施設、乳児院、自立援助ホームなどへの光熱費等の物価高騰対策ということで措置費を交付するという補正予算を計上させていただいております。単価につきましては、これは実は福岡県で県内のそういう施設に対しての補正予算を昨年の12月に組んでおりまして、この県の単価に合わせております。例えば電気代、低圧でありましたら児童定員1人当たり3,200円、高圧の電気代でありましたら児童定員1人当たり4,000円、食材費につきましては児童定員1人当たり2万900円ということで、県の単価を参考にしております。これらの単価につきましては、入所している児童の定員に合わせて各施設に交付するという形になっております。

実施の方法につきましては、予算をお認めいただいた後、3月の通常の措置費要求に合わせてお支払いするという形でございます。予算規模といたしましては、1,307万1,000円ということをお願いしております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 小松委員。

○委員（小松みさ子君） ありがとうございます。

生活保護費の給付は大体お幾らぐらいになるとかっていうのは分かるのでしょうか。

○委員長（金子秀一君） 保護課長。

○保護課長 給付の金額について御質問いただきました。

一部報道で、国は1人当たり10万円とかっていう報道もございますけども、今、国が計算ツールというツールを各自治体に配っておりまして、と申しますのは、この計算がすごくややこしくて、1人当たり一件一件12年遡って毎月毎月の給付額の差額を計算するという形になります。ですので、それで私ども試算しますと、直近で、例えば先ほど言いましたように令和8年3月までの方で、まだ1年未満の方であれば約300円ぐらいです。ただし、平成12年まで遡って、お一人、単身世帯だった場合ですけども、加算とかがない場合であれば、12年遡ると10万円程度と試算しております。

それで、総額は、今補正予算で上げております16億円を考えております。ただし、追加給付していく中で、今現在生活保護を受けられていない方については、申出書という形で、御本人

の申出によって支給という形になりますので、それについてまた、16億円で不足があれば補正をしていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 すいません、訂正といいますか、支払い時期について、措置要求費請求に合わせて支払いと申し上げて、措置費ではなく交付金という形になります。すいません、説明がうまくなかったのも、訂正でございます。失礼します。

○委員長（金子秀一君） 保護課長。

○保護課長 すいません、先ほど平成12年と言ったのは平成25年の間違いでございまして、すいませんでした。

それと、今申し上げましたように、まだお一人お一人の計算は今から事務を委託して、そこで計算をする形になりますので、正しいお一人お一人の計算額というのは、世帯についてお支払いする額というのは、すいませんが今から計算する形になりますので、今の段階で幾らということはなかなか言えないかなと思っております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 小松委員。

○委員（小松みさ子君） ありがとうございます。

すごく大変な計算で、多分時間がかかると思うんですけど、早くていつぐらいとかっていうのは分かるんですか。

○委員長（金子秀一君） 保護課長。

○保護課長 国は一応、令和8年度中に給付をすると決めておりますが、私どもも今、どんな形で取り組んでいくか、業者委託、計算から、生活保護システムに入力しないといけないとか、いろいろな段階がございまして、それがどの程度でできるかがまだ見えておりません。ですので、それが分かり次第、生活保護受給中の方についてはお知らせしようと思っておりますし、また、国が仮称ですけども相談センターを立ち上げて、広く広報周知するというふうな話もありますので、その辺も踏まえて、まだ何も分からない状況、手探りでやっておりますので、はっきりとしたことは今の段階で言えないという状況でございます。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 小松委員。

○委員（小松みさ子君） ありがとうございます。多分大変な作業になるんだと思うんですけども、しっかりしていただきたいと思います。以上です。ありがとうございます。

○委員長（金子秀一君） ほかに。西田委員。

○委員（西田一君） まず保健福祉局から、障害福祉サービス費の増額補正があります。ごめんなさい、北橋市長時代と違って今議案の事前説明に皆さん全然来られないんで、基本的なところから入ってしまうんですが、増額補正の背景ですよ。例えば利用者が増えたのか、それとも事業所が増えたのか。サービスの多様化で、利用者が御自身に合った希望されるサービスをほぼ実現できることはすごくいいことだと思うんですけど、一方で、例えば事業所がどん

どんどん増えていって、必然的にサービスの額が増えるというのは、総量として社会保障費の増大という観点でどうかなというところからお尋ねします。

それと、繰越明許が最近どの局も目立つなと思っていました。一概にいけませんよとは思わないんだけど、まず光熱費等の国の重点支援による繰越明許は、これは単純に、すぐにもう年度をまたぐから間に合わないよっていうことでいいんですかね。いいですね。

ほかにも繰越明許の中で、施設整備、例えば天井の雨漏りとかありますが、施設整備でなぜ繰越明許になっちゃうのかなというところの説明を受けたいと思います。

それと、子ども家庭局ですね。先ほども御説明があっていましたが、子育て支援課長から、措置費じゃなくて交付金という説明がたしかあったかと思うんですが、これはだから直接、処遇職員をはじめとする保育士等の処遇改善の予算だと思うんですが、改めて、例えば運営費がそもそも上がるのか、あるいは措置費がそもそも上がるのか、それとも一時的なもんなのかというところ。

それと、職員の処遇改善について、例えばこれまで、主任クラスが月額4万円とか、何かそういうことがありましたけど、具体的にどういうふうに上げていくのかというところと、着実に確実に職員の処遇改善につながるように担当官庁としてどういったチェックをしていくのかというところを教えてください。以上です。

○委員長（金子秀一君） 障害者支援課長。

○障害者支援課長 障害福祉サービスの増加に伴う背景等についてお答えいたします。

今回補正予算で計上させていただいている事業が、障害児通所・入所支援、短期入所事業の2つの事業でございます。特に障害児通所・入所支援におきましては、放課後等デイサービスであったり障害児の通所のサービスが伸びてきているところでございます。傾向としましては、毎年毎年伸びてきているんですが、障害児通所・入所支援につきましては、やはり障害の認知だったり、そういった社会の理解が進んでまいっておりまして、そういったところから早期療育につながっていていると、小さいうちからそういったサービスにつながっていているというところがサービスの利用の増の要因ではないかなと考えております。

委員御指摘がございました事業所等の関係でございますが、障害児の放課後等デイサービスにつきましては、令和6年度当初と令和7年度当初で10数か所増えております。これも年々少しずつは増えていております。どちらの関係なのかというところはなかなか言いにくいところではございますけども、障害児のサービスにおきましては、やはり早期療育につながって適切な支援を提供できているということが増の要因ではないかなと考えております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 介護サービス担当課長。

○介護サービス担当課長 施設の繰越しについてのお尋ねですが、私からは、介護保険に関する施設の繰越しについて御説明します。

今回、介護保険の施設の繰越しを行っておりますのは、特別養護老人ホームなどの施設の改修になりまして、これが繰越しになっている理由としましては、国や県の補助金を活用しておりますので内示が少し遅いということで、それから事業者選定等をするので今年度中に間に合わないということからとなっております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 計画調整担当課長。

○計画調整担当課長 その他の年長者大学校とか新門司老人福祉センターなどの繰越明許に関しましてですが、こちらは関係者との日程調整、時間調整に日時を要しているということで聞いておりまして、すいません、詳細な事情はお聞きしていない状況でございます。

○委員長（金子秀一君） 長寿推進部長。

○長寿推進部長 補足させていただきます。年長者研修大学校と新門司老人福祉センターの工事費につきましては、もともと今年度と来年度にわたって工事する予定にしていたんですけれども、今年度払う予定のお金が全体の中から払われなかったので翌年度に繰り越すということで、実際の支払いが来年度になるということでございます。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 児童養護施設等の処遇改善のお話だと思います。今回の補正予算につきましても、児童養護施設等の措置費につきましては補正予算へ上げております。これは人事院勧告の国家公務員の給与改定に合わせてということで補正予算を上げさせていただいております。

この措置費ということで、今回の趣旨としては、当然、職員の方の人件費、給与を上げるという趣旨でございます。これにつきましては、この補正予算の趣旨等を施設にしっかり説明して、処遇改善に努めてもらいたいということで、給与等につきましてはそれぞれの法人であったり運営主体の給与規程がございますけれども、そういった今回の補正予算の趣旨というのはしっかり理解していただくよう御説明していきたいと考えております。以上です。

○委員長（金子秀一君） 運営給付担当課長。

○運営給付担当課長 保育所等の補正予算の関係で、処遇改善の予算のところを御説明させていただきます。

施設型給付費、地域型給付費がございますが、どちらも令和7年人事院勧告に伴う職員の人件費が5.3%上がりまして、それに伴い、保育士の給与を上げるように補正予算を組ませていただいております。この5.3%ですが、国が計算しております公定価格の基になる保育士の給料を5.3%増額して合計したものでございまして、各保育所の保育士全員が必ずしも5.3%上がるというものではないんですが、この5.3%増額された支払い分については必ず職員の人件費に上げてくださいという形で指導をさせていただいております。市としては、毎年度、各保育所から報告を受けまして、適切に賃金改善がなされていることを確認させていただいております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） じゃあまず、先ほど久保課長から御説明いただきましたけど、なるほどなと。そうやって社会の理解とか障害の認知が進むことはいいことだと思いますし、きちっとそれぞれのお子さんに合ったサービスが受けられればいいなと思うんですけど、そこで1つお尋ねするんですけど、利用者サイドにとってはいいことですが、本当に身近にいろいろ放課後デイサービスって確かに増えたなと思います。ただ、お尋ねしますけど、つくりますと言ったら許可するんですかね。放課後デイは、申請があればどうぞっていうことでいいんですか。

○委員長（金子秀一君） 指定指導担当課長。

○指定指導担当課長 御質問のとおり、申請がございまして、当然我々は基準にのっとって審査をさせていただきまして、その審査基準にのっとりしましたら指定するという形になります。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） だから、市として足りていますよとか足りていませんよとか、これぐらいの数でやりましょうということは決めないというか、決めちゃいけないんですよ。どうなんですか。

○委員長（金子秀一君） 指定指導担当課長。

○指定指導担当課長 サービス量の供給量と需要量というのは当然ございまして、法律には総量規制という話はございます。今のところ、需要と供給の点につきましては、ニーズのほうが高いということで、総量規制まで検討はされておられません。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） 承知しました、分かりました。ありがとうございます。

光熱費はいいね。

施設整備に関して、関係者との日程調整に時間を要したって、どこの局の繰越明許にも結構書いているんですけど、ケース・バイ・ケースだと思うんですが、例えば先ほど御説明いただいた施設の中で、起債、市債を発行して行うケースとかあるんですかね。

○委員長（金子秀一君） 計画調整担当課長。

○計画調整担当課長 基本的に、施設整備に関しましては投資的経費という形で分類されるものが多うございますので、それに関しましては当然市債を入れてやるケースはあります。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） 今回、我々自民党会派として、本会議でも、投資的経費については戸町代表が、それから、菊地議員が少し金融的な視点から質問しましたが、やはり金利が上昇傾向にあります。今、だから、政府は一生懸命抑えようとしているけど日銀がという話があります。金利が上がってきているんで、関係者とのいろんな調整はあるんでしょうけど、そういった意識もやっぱり皆さん持って対応してもらわないと、起債します、例えば1年遅れました、その

分じゃあ市債の金利も上がっていましたでは、それじゃなくても財政が厳しい中に非常に追い打ちをかけるようなことになるんで、あまり繰越明許もはいはいというわけにもいかないなと思っています。

最後、人事院勧告に基づく処遇は、これももちろん大歓迎で、以前も同じ議論になったかと思うんですけど、5.3%上がるということで、ただやっぱり各施設、法人は職員の給料表、俸給表に基づいて賃金を決めていますよね。だから、みんなが5.3%上がるというわけじゃ当然ないのかなと思うんですが、その辺はどういうふうにチェックしますか。ごめんなさい、個別に説明というのを最近全然皆さんから受けないもんで、委員会の場でこんな超具体的な質問になっちゃうんだけど。

○委員長（金子秀一君） 運営給付担当課長。

○運営給付担当課長 給料増加分のチェックの仕方ということで御質問いただきました。

今回の人事院勧告分に限らないのですが、毎年、保育所の給付費の中には処遇改善等加算という加算金額がございまして、処遇改善等加算の金額がこれぐらいという金額が分かるようになっております。その金額を含めて全員の給料を1年後に、ちょっと時間はたつんですけども、年度を越えて来年度の夏ぐらいに、来年令和8年度なので、令和6年度と令和7年度の名前と給料表みたいなのを頂いて、総額を計算して、上がっていますということを確認させていただいております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） その上げ方というのは、総額で、きっちり5.3%じゃないけど、5.3%前後であればよしとするのかなと思うんですが、ベースアップで上がる部分もありますよね。その辺は当然差引きで考えるんですかね。

○委員長（金子秀一君） 運営給付担当課長。

○運営給付担当課長 いえ、ベースアップ部分も処遇改善加算には含めてもよいというか、給料自体が上がっていれば、ベースアップ自体は必ずしも義務ではないので、ベースアップ部分も処遇改善等加算には含めさせていただいております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） そこは各法人、各施設で事情がどこも違うんで、ここでこうすべきというのは私もなかなか言えないんですけど、やはり保育所もすごく、待機児童がたくさん発生するほど、ある意味潤っている事業所もあれば、保育士不足であったり、あるいは少子化によって非常に経営が厳しいところもありますんで、一概に上げろ上げろというものもなかなか難しいんですが、ただ、少なくとも国の方針として、人事院勧告に基づいて公定価格であったり、措置費もそうなんですけど、これは給料に充ててねというところはちゃんと充てないといけないと思うんですけど、じゃあそこは今後、監査であったりとかそういった機会できちっとチェックするということですかね。分かりました。いいです。

○委員長（金子秀一君） ほかにございませんか。柳井委員。

○委員（柳井誠君） お願いします。

先ほどもちょっと議論があったんですが、繰越明許費の生活保護費の事務費、扶助費の追加給付事業に関してです。これはさっきの説明で、ある程度分かったんですが、平成25年8月からの対象者ということで、平成25年というは今から12年前ですよ。その記録は正確に残っているのかどうか、その点をまずお願いいたします。

○委員長（金子秀一君） 総括、一括でお願いします。

○委員（柳井誠君） 一括じゃないといけないんですか。

○委員長（金子秀一君） この件だけですか。

○委員（柳井誠君） いやいや。じゃあ、併せて。

この12年間に大体2割亡くなったと言われています。亡くなった方の分はどうなるのかというのも聞かせてください。

それと、現在も保護受給中の方は分かりましたが、この間廃止された方については申出書という説明だったんで、最初の質問と重なるんですけども、正確に対象者が分かっていると、途中で廃止した人も分かっていると、丁寧な御案内はできないと思うんですが、そこはどうでしょうか。それが生活保護関係ですね。

それとあとは、同じく繰越しの3款2項3目の介護事業所への光熱費に関してです。1人当たりという話がありましたけれども、ここでも陳情の議論があったんですが、介護事業をやっている様々な規模の事業所の中でも、訪問介護事業所が非常に厳しい経営なんで、そこはどちらを、県を使うのか、あるいは市の交付金を使っているのか分かりませんが、光熱費に関してはどのような金額になっているか、その2つをお聞かせください。

○委員長（金子秀一君） じゃあ、答弁をお願いします。保護課長。

○保護課長 生活保護に関して御質問いただきました。

まず、事務費についてですけども、まず事務費については、先ほどから申し上げていますが、要は支給をするための事務センターというか、そういうのを立ち上げたりしないといけませんので、それで4億円の事務費についてはまだ手続きが間に合っていないので、繰越しさせていただきたいと思っております。

それと、平成25年8月からの対象者の記録が残っているかということでございますが、私どもが今使っております生活保護システムが平成22年から立ち上がってまして、ですので平成25年8月以降のデータは残っております。ですので、算定についてはそれを基に、これまた面倒くさいんですけども、毎月毎月分をお一人お一人算定していくという形になろうかと思っております。

あと、12年間に亡くなった方の分はどうなるかということでございますが、国が、亡くなられた方については一身専属ということで、支給の対象とはしないということになっております。

ですので、その分については支給から外れているという形になります。保護受給中の方についても同じですね。亡くなられた方についてはしないんですけども、廃止世帯の方についても亡くなられた方については支給しないという形になります。

廃止世帯の申出書について御質問いただきましたけども、まずその案内をどうするかということで、国から言われていますのは、個別には案内をしないという形になっていまして、と申しますのが、こちらからDMとかを送ったりしますと、例えば御結婚されていたりした場合にプライバシーの侵害といえますか、そういう問題が起こってはいけないということでございますので、国が、仮称ですけども、相談センターを立ち上げて、広報とか周知を広くしていくという形で、あくまでも廃止された世帯の方については申出書を出していただく形で取扱いを行うというふうになっております。ですので、広報については私どももホームページ等へ上げていきたいと思っておりますので、その点よろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 介護サービス担当課長。

○介護サービス担当課長 訪問介護事業所の物価高騰の支援金についてですが、訪問介護を含めました訪問系の事業所につきましては電気代のみの支援となりまして、こちらは国の重点支援交付金を活用しまして市で支給いたします。以上になります。

○委員長（金子秀一君） 柳井委員。

○委員（柳井誠君） 生活保護の説明はよく分かりました。広報が、国のセンターそれから市のホームページで十分行き渡ることを願っておりますし、努力していただきたいと思います。

その際に、最高裁の判決に基づいてやるわけで、法定受託事務ですから、本来、国の謝罪責任があるわけですけども、市としては丁寧な経過の説明を、対象者にとって分かりやすい説明に心がけていただきたいということを要望したいと思います。

それと、3款2項3目の光熱費で、市の交付金で訪問介護事業所に光熱費ということですけど、金額を教えてください。

○委員長（金子秀一君） 介護サービス担当課長。

○介護サービス担当課長 訪問系に関しましては、1事業所、電気代として1万2,600円となっております。以上になります。

○委員長（金子秀一君） 柳井委員。

○委員（柳井誠君） 国からの交付金の割り振りなので、市の裁量でいろいろできたんじゃないかと私は判断しているんですけども、先ほど、施設の光熱費の基準に関しては1人当たりと、入所しているから電気代、光熱費がかさんでくるというのは理解できるわけですけども、訪問介護事業所は電気代とは違う種類ですが、例えば、最近はちょっと下がってきていますけども、この1年間、訪問に使う車のガソリン代などがかなり高騰したんですよ。そういうものを補填するということもできたのではないかなと思うんですが、光熱費以外は検討しなかったんでしょうか。

○委員長（金子秀一君） 計画調整担当課長。

○計画調整担当課長 光熱費の支援に関しましては、こちらは県内で福岡県とも足並みをそろえながらやっておりますので、基準は合わせさせていただいております。私ども、重点支援地方交付金の使い方全体で参りますと、12月の補正予算といいますか追加提案でくらし応援手当等も出させていただきましたし、今回、事業所支援という形で出させていただいております、全体の予算の中では、保健福祉局分としましてはある程度確保させていただいて、今回出させていただいたものまでの検討になっております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 柳井委員。

○委員（柳井誠君） じゃあ、もう最後です。重点支援交付金は、今回の予算計上したもの、それから12月議会の分を除いてもあと7億円余っているということを聞いておりますので、医療・介護パッケージで処遇の改善はなされてはいきますけれども、それでも一般の平均賃金、他職種の平均賃金と比べて格差が依然として開いている介護事業者、事業所への支援というのを念頭に置いて、ぜひ保健福祉局からその支援のためにという意味合いの要望を上げていってほしいというふうに、これはお願いというか、要望いたします。以上です。

○委員長（金子秀一君） ほかにございませんか。小宮委員。

○委員（小宮良彦君） 小宮です。1点だけ伺いたいことがあります。

介護福祉サービス事業所等においての利用者への継続的なサービス提供体制を確保するための光熱費等のところの、ずっと気になっているのが、介護福祉サービス事業所等って、等は何があるのでしょうか。

○委員長（金子秀一君） 計画調整担当課長。

○計画調整担当課長 恐れ入ります、福祉サービス事業所のいろいろな内訳ということでお答えする形でよろしいでしょうか。

○委員長（金子秀一君） 小宮委員。

○委員（小宮良彦君） いや、福祉サービス事業所というか、介護福祉サービス事業所等って、介護福祉サービス事業所以外にあるっていうことでしょう。

○委員長（金子秀一君） 介護サービス担当課長。

○介護サービス担当課長 介護サービス等というところですけども、この今回の補助の対象になっておる中に、例えば有料老人ホームや養護老人ホーム、軽費老人ホームが入っております、いわゆる介護保険法に基づく施設と老人福祉法に基づく施設がございますので、そういった意味合いで等という形で入れていると思います。

○委員長（金子秀一君） 小宮委員。

○委員（小宮良彦君） 全然理解できないんですが、それなら、介護福祉サービス、両方とも介護福祉サービスと認識できる、介護保険課で請求をかける施設じゃないですか。別に等は要らないと、僕はそう思います。

○委員長（金子秀一君） 介護サービス担当課長。

○介護サービス担当課長 例えば養護老人ホーム、軽費老人ホームに関しましては補助金を交付しておりまして、介護給付費で施設の運営をされているわけではない施設もございますので、そういった意味で等と入れているというふうに理解しております。以上です。

○委員長（金子秀一君） 小宮委員。

○委員（小宮良彦君） 分かりました。ありがとうございます。

関連して、もう一点、この介護福祉サービス事業所等の中に、利用者と接する機会が物すごく少ない福祉用具サービスの事業所の電気代とかも入ってくるわけですか。

○委員長（金子秀一君） 介護サービス担当課長。

○介護サービス担当課長 今回の支援金から、訪問系というくくりの中に福祉用具も入っております。以上になります。

○委員長（金子秀一君） 小宮委員。

○委員（小宮良彦君） ありがとうございます。分かりました。引き続き、僕、勉強します。

最後に、要望ですけど、1個、先ほど西田委員もおっしゃっていただいたんですが、保育所の保育士さん、そして放課後デイの保育士さん、政治団体の保育士さんにお会いすることがあって聞いたら、最近では、保健福祉局、子ども家庭局双方が保育士さんを管轄するっていうか取り扱う部局でありまして、一方で、放課後デイのほうが保育士さんに人気があるというお話を聞きました。就労に対しては放課後デイに行く傾向、普通の保育所から放課後デイの保育士業務に移行する方も多いということを聞きました。もし可能であれば、来年、再来年でもいいので、そういう実態状況とかが把握できる、保育士さんがどこで働いていますよとか、届出制度が今市内にあるんですか。もしあるんだったらそこを精査して、現在何名ぐらいの保育士さんが放課後デイで、この事業所で働いている、保育所で保育士さんが何名ぐらい働いているとか、移行、また、放課後デイから保育所に戻ってきたよとかという保育士さんの人流が調査できるのであれば、部局をまたいで手を組み合ってやっていただきたいと要望して、終わります。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） 関連で、いいですか。補正予算の中に潜在保育士さんに係る増額があったかと思うんですが、これは具体的にどういう調査をして、これぐらい増額が必要あるねというのはどういう調査の上この金額になったんですかね。

○委員長（金子秀一君） 運営給付担当課長。

○運営給付担当課長 潜在保育士の保育所再就職・復帰支援貸付金交付事業について御質問いただきました。

この事業ですが、平成28年度から継続して実施しておりまして、今回補正になった経緯と申しますが、この貸付金の原資は10分の9国から補助金を受けて実施しておりまして、その国の金額や時期が定まっていないもので、当初予算には計上ができず、国から連絡があったタイ

ミングで補正予算を組んで、このタイミングになったものでございます。ですので、今回特に拡大をしたというよりは、継続実施の事業ではあるんですが、毎年10数名程度、10数件の利用実績があっておりまして、それが続くものとして国に要求をしております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） 分かりました。

大体、これを活用して現場に復帰される、復帰じゃなくてひょっとしたら初めて入られる方もいらっしゃるんでしょうけど、どれぐらいいらっしゃるんですか。というのが、大体これぐらいいますよというのがあるからそういう金額になるんでしょうから、お聞きしています。

○委員長（金子秀一君） 運営給付担当課長。

○運営給付担当課長 この貸付金の実績でございますが、保育料の一部貸付けという項目と、あと就職準備金という貸付けがございまして、平成28年度から実績として、保育料は261名、就職準備金は168名実績がございます。この方たちが、基本、潜在保育士として利用を申請されている方ですので、この人数の方が保育士として働かれていると考えております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） すいません、改めてになるんだけど、だから潜在保育士というのはもちろん保育士の免許、国家資格を持っていて、それまで子育て現場、保育所等の現場におられない方で、改めてなのか初めてなのかはいいんだけど、そういった現場に入られるという方でいいんですよね。

それで、現場に戻られる、その現場というのを具体的に今挙げてもらえますか。

○委員長（金子秀一君） 運営給付担当課長。

○運営給付担当課長 先ほど保育所等と申し上げましたが、保育所以外にも、認定こども園ですとか小規模保育事業所、家庭的保育事業所、病児保育事業所等も含まれております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） 保育士を必ず配置しないといけない事業所ですね。放課後デイは保育士は必ずではないのか。保育士も人員としてカウントできるということね。じゃあ、保育士必置の事業所施設っていう理解でいいんですかね。

○委員長（金子秀一君） 運営給付担当課長。

○運営給付担当課長 施設として保育士を必置という整理で決めたというよりは、この事業については今先ほど申し上げたところを対象にこども家庭庁が事業を設計しておりますので、今申し上げた施設、保育所等で働いている方を対象にしている、保育所等に復帰する方を対象にしているということでございます。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） 保育所等、その等というのは文章に書いてあるの。それとも、制限列举しているんですかね。

○委員長（金子秀一君） 運営給付担当課長。

○運営給付担当課長 すいません、今手元に細かい要綱等はないんですが、チラシには今申し上げたのが全部制限列举というか列举されて、保育所等とは保育所、何々、何々という形で列举して、そこに勤める方が対象となりますという形で明記をさせていただいております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） というのが、今小宮委員の御発言にもありましたように、放課後デイにも当然保育士さんがいらっしゃるわけですね。さっき気になることを聞いたのが、保育所等よりも放課後デイのほうに人気があるというか働く傾向がある、これは感覚だと思うんだけど、きちっとした統計なんかなかなかないと思うんで、ただ、その保育所等の中に放課後デイがもし入っていないのであれば、こども家庭庁が創設したとはいえ、運用しているのは北九州市なんで、子ども家庭局と保健福祉局の間に不公平、例えば放課後デイに保育士さんが、保育士免許を持っている方が復帰しましたとかでも、そういう貸付金があってもいいんじゃないかなと思うんだけど、どういう御見解ですか。

○委員長（金子秀一君） 運営給付担当課長。

○運営給付担当課長 今の御質問ですが、私ども、こども家庭庁の補助要綱を基に制度設計しておりまして、放課後デイまでは検討したところが今のところなかったんですが、国の要綱等を確認しまして、対象にできるのか、するべきなのかも含めて検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） ごめんなさいね、ふだんなかなかコミュニケーションがないもんですから、事前説明が今ないから。放課後等デイサービスは、国の所管庁はどこなんだっけ。厚生労働省。

○委員長（金子秀一君） 指定指導担当課長。

○指定指導担当課長 こども家庭庁です。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） こども家庭庁でしょう。であれば、保育所等の中に放課後デイって入っていないのかな。すいません、僕見たことないんで、確認しないといけないんだけど、ただ、少なくとも同じこども家庭庁の所管である事業所であれば、そこは自治体の裁量で、放課後デイに関しても、保育士として復帰ないし資格を持っていて初めて入る方でもそうなんだろうけど、そういった貸付金の恩恵というのは僕はあるべきだと思いますが、御見解はいかがですか。

○委員長（金子秀一君） こども施設企画課長。

○こども施設企画課長 西田委員がおっしゃっている意味は十分よく分かるつもりです。私ど

もとしては、確認しないといけませんけど、まず国の要綱が、多分限定列举になっているということで、その対象施設を今限定していたというところがあるんですが、おっしゃったように放課後デイもこども家庭庁と。保育士が必要な施設というのは多数ほかにもあるんだろうと思います。我々も、こども家庭庁に対してもその辺の趣旨とかをよく確認して、自治体として保育士が足りない現状があるのはどの施設も一緒だと思いますので、その部分は、国の要綱がどれだけの効力を有するものかどうか、その辺を確認した上で、もし有するというのであれば、国に対してしっかり意見等も言わせていただきたいと思います。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） 前向きな御答弁ありがとうございます。我々も確認の上、国会議員等々にも問合せしようと思います。以上です。

○委員長（金子秀一君） ほかに。伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 議案第37号と40号、条例改正の内容なんですけど、それぞれ条項ずれということなんですけども、そもそもこの条例の中身は両方とも過料に関することですね。実際そういう事例がそれぞれ年間何例ぐらいあるのか、報告をお願いしたいと思います。

○委員長（金子秀一君） 難病・疾病対策担当課長。

○難病・疾病対策担当課長 難病に関してお答えいたしますけれども、今までこの条例を実際に適用した事例はございません。以上です。

○委員長（金子秀一君） 母子保健担当課長。

○母子保健担当課長 児童福祉法の規定に基づく過料について、小児慢性特定疾病の医療費助成になりますが、こちらもこの過料を適用したことは過去にございません。以上です。

○委員長（金子秀一君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 分かりました。以上でよろしいです。

○委員長（金子秀一君） ほかにありませんか。

ほかになれば、以上で議案の審査を終わります。

次回は3月9日午前10時に開会いたします。

本日は以上で閉会いたします。

保健福祉子ども委員会 委 員 長 金 子 秀 一 ㊟